

# 山口市介護サービス事業経営戦略

団 体 名 : 山口市

事 業 名 : 介護サービス事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 7 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業形態等

#### ①事業の現況

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用	事業開始年月日	平成12年4月1日
事業の内容	老人デイサービス	指定管理者制度導入 状	利用料金制を導入
職 員 数	— 人		
うち 常勤医師数	人	理学療法士又は作業療法士	人
看護職員数	人	事務職員	人
介護職員数	人	その他職員	人
介護支援専門員数	人		

#### ②施設

施 設 数	1	定 員	29 人
延 床 面 積	319 m <sup>2</sup>	居 室 床 面 積	— m <sup>2</sup>
サ ー ビ ス 日 数	206 日	年 延 利 用 者 数	4,523 人

### (2) 現在の経営状況

介護サービスに係る経費は、すべて介護報酬等で賄えていることから、繰入金等は行っておりません。

### (3) これまでの主な経営健全化の取組

併設の養護老人ホームと一体的に管理・運営を行うことにより、管理部門の共通化等効率化が図れるため、両施設同一法人による指定管理者制度を導入しました。

## 2. 将来の事業環境等

### (1) 介護保険サービス事業における主な取組

老人デイサービスは、在宅の要援護者の生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上並びに福祉の増進を図るため、老人福祉法第15条第2項の規定に基づき設置した施設であり、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護及び同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち同項第1号ロに規定する第1号通所事業に係る事業に取り組んでいます。

### (2) 高齢者人口等の予測

第九次山口市高齢者保健福祉計画・第八次山口市介護保険事業計画の推計では、高齢者人口は、令和2年9月末において、56,283人、高齢化率は29.5%であり、今後、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となる令和7年には、30.7%が高齢者となる見込みです。さらに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には、本市人口の3人に1人が高齢者になると見込んでいます。

### (3) 介護需要の予測

第九次山口市高齢者保健福祉計画・第八次山口市介護保険事業計画の推計では、認定者数・認定率ともに今後も増加・上昇が見込まれ、認定率は令和17年頃に25.7%、認定者数は令和22年頃に16,181人とピークに達すると見込んでいますことから、介護需要も増加していくと予測します。特に、認定率は、年齢とともに高くなる傾向であることから、今後、後期高齢者の増加に伴い中重度の要介護者に対応するサービスの提供体制の確保が課題になると予測します。

### (4) 施設の見通し

本施設は、公共施設等総合管理計画 個別施設計画において、民営化に向けて整理しており、併設の養護老人ホームと一体的に、民営化に向けて検討します。

### (5) 組織の見通し

指定管理者制度を継続していきます。

### 3. 経営の基本方針

要支援・要介護状態となっても、住み慣れた地域や住まいで、自立した日常生活を続けられるよう、安定的・継続的に介護サービスを提供できるように、指定管理者制度を継続し、民間事業者のノウハウを生かしたサービス向上とコスト削減を図ります。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画策定に当たっての数値目標

介護サービスに係る経費は、すべて介護報酬等で賄うこととしているが、施設の修繕等は、介護サービス給付費準備基金積立金を取り崩して対応することとしています。

#### ② 収支計画のうち投資についての説明

計画期間中、設備投資等の予定はありませんが、必要が生じた場合は過大投資とならないように留意します。

#### ③ 収支計画のうち財源についての説明

施設修繕は、介護サービス給付費準備基金積立金を取り崩して対応することとしています。

#### ④ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

利用料金制による指定管理者制度を導入していることから、介護サービスに係る経費は、計上しておりません。施設の維持管理として修繕費を500千円見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

地域包括ケアシステムの構築に関する事項	介護が必要な状態となっても、高齢者が希望する住まいで生活することができるよう、保健、医療、福祉の専門職相互による在宅医療と介護の連携や地域住民の支え合いの意識を高めるとともに、地域で支え合う地域包括ケアシステムの充実を図ります。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	計画期間中に、統合・縮小・廃止の予定はありませんが、必要が発生した場合、施設の利用状況や周辺環境などから総合的に判断します。
新技術の導入に関する事項	計画期間中に、新技術の導入の予定はありませんが、必要が発生した場合、施設の利用状況や周辺環境などから総合的に判断します。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	指定管理者による運営を継続します。
その他	—

② 財源についての検討状況等

介護保険適用外の料金の見直しに関する事項	指定管理者に対し、適正な介護サービスの提供が継続できるよう、指定管理者に対し新たな加算等の取得を促すなどの指導をまいります。
利用状況に関する事項	令和元年度の利用率が約60%、令和2年度の利用率は12月末現在で、約58%と低いことから、包括支援センター等と連携し、利用者確保に努めます。
資金管理・調達・繰入金に関する事項	介護サービスに係る経費は、すべて介護報酬等で賄えていますことから、資金不足には至っておりません。 なお、大規模な修繕等が発生した場合は、介護サービス給付費準備基金積立金より繰り入れて実施します。
資産の有効活用に関する事項	—
その他	—

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	指定管理者による運営を継続します。
職員給与費の適正化に関する事項	指定管理者に対し、適正な介護サービスの提供に支障を及ぼさないよう、職員配置等について指導してまいります。
組織体制の効率化に関する事項	—
その他	—

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗状況を管理するとともに、指定管理者更新時や大規模改修等のタイミングで必要に応じて見直しを行います。
---------------------	--



